

白井市新型インフルエンザ等対策行動計画 (素案)

平成 26 年 10 月

令和 8 年〇月
(改定)

白井市

目 次

第1 はじめに

- 1 行動計画策定の経緯について1
- 2 今般の計画改定と見直しについて1
- 3 本市における新型コロナの対応経験について 2

第2 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

- 1 目的及び基本的な戦略 3
- 2 実施上の留意点 3
 - (1) 平時の備えの整理や拡充 3
 - (2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え 4
 - (3) 基本的人権の尊重 5
 - (4) 危機管理としての特措法の性格 6
 - (5) 関係機関相互の連携協力の確保 6
 - (6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応 6
 - (7) 感染症危機下の災害対応 6
 - (8) 記録の作成や保存等 6
- 3 推進のための役割分担 7
 - (1) 国の役割 7
 - (2) 県の役割 7
 - (3) 市の役割 8
 - (4) 医療機関の役割 9
 - (5) 指定（地方）公共機関の役割 9
 - (6) 社会福祉施設等 9
 - (7) 登録事業者 9
 - (8) 一般の事業者 10
 - (9) 個人 10
- 4 行動計画の対策項目と横断的視点 10
 - (1) 対策項目 10
 - (2) 横断的視点 11
- 5 感染症危機における有事のシナリオ 12

第3 各対策項目の考え方及び取組

1	実施体制	13
(1)	準備期	13
(2)	初動期	14
(3)	対応期	14
2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	16
(1)	準備期	16
(2)	初動期	17
(3)	対応期	18
3	まん延防止	19
(1)	準備期	19
(2)	初動期	19
(3)	対応期	19
4	ワクチン	22
(1)	準備期	22
(2)	初動期	26
(3)	対応期	27
5	保健	31
(1)	準備期・初動期	31
(2)	対応期	31
6	物資	32
(1)	準備期	32
(2)	初動期	32
(3)	対応期	32
7	市民生活及び市民経済の安定の確保	34
(1)	準備期	34
(2)	初動期	35
(3)	対応期	35

第1 はじめに

1 行動計画策定の経緯について

国は、2005年（平成17年）、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、千葉県においても、同年11月に「千葉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

その後、数次にわたり改定が行われてきたが、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）に基づく行動計画とするため、国は2013年（平成25年）6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を策定し、県では同年11月に「千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を策定した。

本市においては、2009年（平成21年）10月、県の計画を基に、「白井市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、2014年（平成26年）10月には特措法に基づく「白井市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）へと全面的な改定を行った。

市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画に基づき策定するもので、本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示すものであり、市行動計画を基にマニュアル等を作成するなど、具体的な対応を図るものとする。なお、新型インフルエンザ等が発生した場合は、全庁が一体となり取組を推進し、対策を実施する。

なお、市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりとする。

- 感染症の予防及び患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症で、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるもの

2 今般の計画改定と見直しについて

市行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の知見を取り入れ、随時見直す必要があり、また、政府行動計画及び県行動計画が改定された場合も、適時適切に改定を行うものとする。

2024年（令和6年）7月、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の対応や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、政府行動計画の抜本的な改定が行われた。この改定により、2025年（令和7年）3月、県行動計画の抜本的な改定が行われたため、市行動計画についても2026年（令和8年）〇月に改定を行った。

3 本市における新型コロナの対応経験について

2019 年（令和元年）12 月末、中国・武漢市で肺炎が集団発生し、翌月 2020 年（令和 2 年）1 月 9 日、新型コロナウイルスによるものであると世界保健機関（WHO）が発表し、同月 16 日、国内で初めて、新型コロナウイルス関連の肺炎患者（武漢市滞在歴有）の確認が発表された。

県は、同月 22 日に「千葉県危機管理対策委員会専門部会」を開催し、翌日、知事を長とする「千葉県健康危機管理対策本部」を設置、同月 29 日に武漢市から帰国した 2 名の陽性が判明し、31 日に県内初の患者を発表した。以降、県内においてクラスターが確認されるなど、3 月 26 日、まん延のおそれを背景に特措法に基づく「新型インフルエンザ等対策本部」（以下「政府対策本部」という。）の設置を受け、同日「千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。

本市は、2020 年（令和 2 年）2 月 25 日に、法律に基づかない任意の「白井市新型コロナウイルス感染症対策本部」（以下「市新型コロナ対策本部」という。）を設置し、感染予防対策の検討を行い、政府の緊急事態宣言を受け、同年 4 月 8 日に特措法に基づく市新型コロナ対策本部へ移行した。

2021 年（令和 3 年）9 月 28 日、緊急事態宣言の解除により、任意の市新型コロナ対策本部へと移行、2022 年（令和 4 年）1 月 20 日まで通算 30 回の市新型コロナ対策本部会議をもって、新型コロナ対応の検討を重ねた。市新型コロナ対策本部は、国及び県の基本的な考え方に基づき、基本的感染対策や感染リスクを低減させる適切な対策の徹底により、社会経済活動の維持と医療のひっ迫の回避の両立を図るよう努めた。

今般、3 年超にわたって新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、市民の生命及び健康だけではなく、経済や社会生活を始めとする市民生活の安定にも大きな脅威となったことである。

新型コロナ対応では、全ての市民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなり、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

そして、感染症危機は、新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機は将来必ず到来するものであると認識し、平時から、有事に備えることが必要である。

第2 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

1 目的及び基本的な戦略

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねない。千葉県は、成田国際空港があるため、その懸念は小さくないと考えられる。

新型インフルエンザ等は、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうことを念頭におき、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、県が掲げる次の2点を主たる目的及び基本的な戦略として、市においても対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- 基本的な感染対策などの周知協力を通じて感染拡大を抑えて、市民の健康を保持するとともに、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や国が行うワクチン製造等のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- 地域での感染対策や通勤・出勤形態の工夫等により、欠勤者の数を減らす。
- 白井市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）（以下「市業務継続計画」という。）の作成・実施により、市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2 実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、県行動計画、市行動計画及び市業務継続計画に基づき、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下のアからエまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX

(デジタル・トランスフォーメーション)の推進等を行う。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

イ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内、市内及び近隣市町で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、市として速やかに初動対応に動きだせるように体制整備を進める。

ウ 関係者や市民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

エ リスクコミュニケーションなどの備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

オ 負担軽減や情報の有効活用、人材育成等

業務量が多くなる課等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、人材育成、県等との連携等、複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的及び精神的に健康並びに社会的に健全であることを確保することが重要である。このため、以下のアからオまでの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じる。なお、対策の切替えは国及び県の対応方針に沿って実施する。

ア 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたりスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時から国及び県が行うデータの収集や適時適切なリスク評価について、適宜その状況を把握する。

イ 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置
有事には県が予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の拡充を図り、当該医療提供体制で対応できるレベルを超える可能性がある場合等には、県民生活や社会経済等に与える影響を勘案しながら、感染拡大防止措置等を講ずるため、市は、それを市民等に周知し、協力を求める。

ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

県は、病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、柔軟かつ機動的に対策を切り替えるため、県に合わせて、市の対策を講じる。

エ 対策項目ごとの時期区分

国及び県から示される個別の対策項目ごとの切替えのタイミングの目安等を基に、柔軟に対応する。

オ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力を得るための配慮が重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、市民等が適切な判断や行動をとれるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たり、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものであることを周知し、協力を求める。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心をできる限り確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、感染性や病原性の程度や、ワクチンや治療薬等が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

「白井市新型インフルエンザ等対策本部」(以下「市対策本部」という。)は、「千葉県新型インフルエンザ等対策本部」(以下「県対策本部」という。)と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。市は県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう、必要に応じて要請する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

県は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、以下の内容を踏まえ、平時から検討し、有事に備えた準備を行うこととしている。

- 協力医療機関や嘱託医と連携した、施設や各運営法人等による自主的な体制の構築
- 研修や訓練等を通じた、施設職員の感染拡大防止に係る知識や認識の向上
- 感染対策に係る情報提供や感染状況を踏まえた必要な支援等を速やかに行うための 連絡体制の強化
- 感染防止対策に係るマニュアルやチェックリスト等の作成や周知

(7) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄、避難所施設の確保、避難所における感染症対策、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、県等と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存等

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

3 推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチン、診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び当該閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

国が定める基本的対処方針に基づき、県域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関して、主体的な判断と対応を行う。

平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関若しくは医療機関又は宿泊施設等と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制や宿泊療養体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。

また、千葉県は成田国際空港、千葉港及び木更津港を擁しており、全国で最も早く患者が発生する可能性があるほか、患者発生後も国際的な往来の継続に対応

する必要がある。感染拡大を可能な限り抑制し、流行のピークを遅らせるためにも、検疫所を始めとする関係機関と平時から連携する等、患者発生以降に行うまん延防止対策を適切に実施するための体制を整備する。

これらにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される千葉県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画、医療計画、健康危機対処計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。

さらに、県は、地域の健康危機管理体制の充実強化を図ることを目的に、保健所を中心とした関係機関間の連携を強化するため、地域の専門職能団体、市町村、警察、消防及び医療機関等で構成される地域健康危機管理推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、有事の際の適切かつ迅速な情報交換等を可能とすべく、平時からの地域におけるネットワークづくりを推進する。

その他、平時から衛生研究所等や感染症指定医療機関等、高い専門性を有する関係機関間の連携の強化に努める。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

国内外に限らず新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置されたときは、県は直ちに、県対策本部を設置し、県対策本部会議を通じて、迅速かつ的確な対策を実施していく。具体的な対策の検討に当たっては、必要に応じて、専門部会を設置し、専門的立場からの意見を聴く。また、本部会議を円滑に行うため、千葉県新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催し、庁内各部局間の情報共有と連携を図る。

さらに、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援する。なお、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行うほか、近隣都県とも連携を図り、必要に応じて国へ要望を行うなど、県域における新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を果たすため、あらゆる手段を講じる。

（３）市の役割

住民に最も近い行政単位として、住民に対する情報提供やワクチンの接種、生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国が定める基本的対処方針に基づき、適切かつ迅速に行うため、特措法に基づいた行動計画を策定し、地域の実情に応じた必要な対策を推進する。また、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

さらに、地域の健康危機管理体制の充実強化を図ることを目的に、県が実施する保健所を中心とした地域におけるネットワークづくりの推進に協力する。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、平時から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定に積極的に関わり、研修や訓練を通じて適宜見直しを行うこと及び連携協議会や推進会議等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(5) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、感染や重症化しやすいグループが共同生活を送っていることから、施設管理者、従業員及び施設利用者が正しい知識を理解し、平時から感染予防策を講ずることで、施設内への持ち込みを防ぐことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、積極的な感染拡大防止対策を講ずると共に、患者への早期対応や重症化した際の対応可能な医療機関への移送等、施設利用者の安全を確保する必要がある。

各施設においては、国が定める「急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針」に基づいて、施設内に感染症対策委員会を設置し施設内の感染対策の指針を策定する等、組織的に対応できる体制の構築に努める。

(7) 登録事業者

特措法に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、業務継続計画を策定し、平時から従業員への感染対策の実施等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続計画を実行し、可能な限り、その業務を継続的に実施するよう努める。

(8) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(9) 個人

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、基本的感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内の発生状況や国、県、市等が実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人でできる対策を実施するよう努める。

4 行動計画の対策項目と横断的視点

(1) 対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

ア 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び経済活動に広く大きな被害を及ぼすことから、市全体の危機管理に関わる問題として取り組む必要がある。このため、県、近隣市町、関係機関等と相互に連携を図りながら、一体的な取組を行うことが求められ、また、危機管理として保健・福祉関係の課等のみならず、すべての課等が協力して全庁が一体となって取組を行うことが必要である。

そのため、政府による新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出されたときは、特措法及び白井市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年3月22日条例第7号）並びに白井市新型インフルエンザ等本部運営要綱に基づき、直

ちに市長を本部長とする市対策本部を設置し、必要な措置を講じる。

イ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。情報提供に当たっては、可能な限り科学的根拠等に基づいた正確な情報により、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

また、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい情報提供・共有に努める。

さらに可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深める。

ウ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化するために、市民や事業者から、国・県が行うまん延防止対策への理解・協力を得るよう努める。

エ ワクチン

新型インフルエンザ等のワクチン接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつなげる。

ワクチンの接種に当たっては、県や市内医療機関等の関係機関と連携し、接種体制の構築を行う。

オ 保健

県からの協力依頼及び情報提供に基づき、自宅療養者等の健康観察及び生活支援等を行い、市民の生命及び健康の保護につなげる。

カ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれるため、感染症対策物資等の備蓄をすることにより、有事に必要な支援を行うことができるようにする。

キ 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時に備え、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するため、事業者や市民等に必要な対策の準備等を行うことを呼びかける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、事業者や市民等は平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

(2) 横断的視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下のアからウまでの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

ア 人材育成

訓練や研修参加等を通じ、感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

イ 県及び近隣市町との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たっては、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。また、市は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割が期待されている。新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、平時から会議や訓練の参加等により、県及び近隣市町との連携体制を構築していく。

ウ DX 推進への協力

近年取組が進みつつある DX は、デジタル技術の進展とともに迅速な状況把握や情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化等が期待でき、新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

DX の推進に当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

市では、今後、国及び県が行う DX 推進のためのあらゆる取組に協力し、今後の感染症危機に備える。

5 感染症危機における有事のシナリオ

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応の部分（初動期及び対応期）とする以下の 3 期に分けた構成とし、時期ごとの対応の特徴も踏まえ、各対策項目に記載された課等を中心に感染症危機対応を行う。

【準備期】	予防や平時の準備を行う時期
【初動期】	感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ実行されるまでの時期で、県に設置された対策本部と連携をしながら、市対策本部の設置を見据えながら対応を行う。
【対応期】	国の基本的対処方針が定められて以降の時期で、緊急事態宣言がなされた場合、市は特措法に基づき、市対策本部を設置して対応を行う。

第 3 各対策項目の考え方及び取組

1 実施体制

《目的》

新型インフルエンザ等が市内外で発生し又はその疑いがある場合に、事態を的確に把握し、全市一体となった取り組みを推進するための体制を構築する。

ワクチンの開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、新たな体制を構築することで、可能な限り早期に対応することを目指す。病原体の性状等に応じて、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまでの長期間にわたる対応も想定されることから、市対策本部を持続可能なものとする体制とする。

(1) 準備期

1-1 実践的な訓練の実施

政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

【健康課】

1-2 市行動計画等の作成や体制整備・強化

① 政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、市行動計画を作成・変更する。市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。

【健康課】

② 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。業務継続計画については、印旛保健所（印旛健康福祉センター）（以下「印旛保健所」という。）や近隣市町等の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成する

【総務課】

③ 国や県で実施される研修等を活用し、新型インフルエンザ等対策など、健康危機管理等の対策に携わる市職員等の育成等を行う。

【人事課・健康課】

④ 特措法の定めのほか、市対策本部等に関し、必要な事項を条例及び要綱で定める。

【健康課】

1-3 県、印旛保健所及び近隣市町等の関係機関との連携強化

- ① 新型インフルエンザ等の発生に備え、印旛保健所が設置する会議等を通じて、印旛保健所及び近隣市町等と相互に連携を図るとともに、県が行う情報伝達訓練等を通じて平時からの情報共有、連携体制の確認を行う。

【健康課】

- ② 新型インフルエンザ等の発生に備え、市内の事業者や関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

【健康課・関係各課】

(2) 初動期

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 特措法に基づき、政府対策本部や県対策本部が設置された場合、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

【総務課・健康課・関係各課】

- ② 必要に応じて、「(1) 準備期」1-2 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

【総務課・人事課・関係各課】

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について市債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

【財政課】

(3) 対応期

3-1 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1 職員の派遣・応援への対応

- ① 新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

【総務課】

- ② 特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

【総務課】

3-1-2 必要な財政上の措置

国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて市債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

【財政課】

3-2 緊急事態措置の検討等について

3-2-1 緊急事態宣言の手続

緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置し、市内の緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

【総務課・人事課・健康課】

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1 市対策本部の廃止

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、市対策本部を廃止する。

ただし、市民生活及び市民経済に影響があり、継続して対応する必要があるときには、任意の市対策本部として継続する。

【総務課・健康課・関係各課】

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

《目的》

感染症危機管理において、市の対策方針の決定及び効果的な感染症対策のため、可能な限り科学的根拠に基づいた情報を把握するとともに、庁内及び関係機関と共有する。

また、市民等に対しては、適切に判断・行動できるよう、感染症対策等についての情報提供・共有に努める。

あわせて、感染者等に対する偏見・差別等は許されないこと、対策の妨げにもなることについても情報提供・共有するとともに、SNS によるフェイクニュースなどの偽・誤情報の拡散状況を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し発信する等、市民等の不安の解消に努める。

(1) 準備期

1-1 平時における情報提供・共有

以下の取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

- ① 平時から県と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動と対策等について、分かりやすい情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

【健康課・秘書課】

- ② 保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、関係各課と連携して、感染症や公衆衛生対策について、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への配慮に努め、分かりやすい情報提供・共有を行う。

【健康課・人事課・障害福祉課・高齢者福祉課・保育課・教育支援課】

1-1-2 県との間における感染状況等の情報提供・共有について

県からの依頼により新型インフルエンザ等の自宅療養者等の健康観察に協力を求められることや、生活支援を行う可能性があることから、市長は支援を要する自宅療養者等に関する情報など、県知事が必要と認める情報の提供を受けることがある。この情報提供に関して、県とあらかじめ提供方法等に

ついて取り決めるを行う。

【健康課】

1-1-3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

国から要請を受けた場合は、コールセンター等を設置する準備を進める。

【健康課】

(2) 初動期

2-1 情報提供・共有について

国及び県から提供された新型インフルエンザ等の特性、県内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、公表等の考え方・目的等を踏まえた上で、以下のとおり情報提供・共有する。

2-1-1 市における情報提供・共有について

市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、市民等に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有に努める。

【秘書課・人事課・障害福祉課・高齢者福祉課・教育支援課・関係各課】

2-1-2 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

新型インフルエンザ等のまん延を防止するために、県は、新型インフルエンザ等の患者等に対し、健康観察や自宅等からの外出をしないこと、その他の協力を求めることができる。

市は、この期間の健康観察、物資の提供等の日常生活の支援の実施について、県から協力を求められることがあり、県に協力するために必要があると認める場合には、新型インフルエンザ等の自宅療養者等に関する情報等の提供を求めることができる。

【健康課】

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、各種広聴事業等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくり

スクコミュニケーションを行うよう努める。

【秘書課・関係各課】

- ② 国からの要請を受けて、コールセンター等を設置するよう努める。

【健康課】

(3) 対応期

3-1 情報提供・共有について

3-1-1 市における情報提供・共有について

市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

【秘書課・障害福祉課・高齢者福祉課・教育支援課・関係各課】

3-1-2 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

新型インフルエンザ等のまん延を防止するために、県は、新型インフルエンザ等の患者等に対し、健康観察や自宅等からの外出をしないこと、その他の協力を求めることができる。

市は、この期間の健康観察、物資の提供等の日常生活の支援の実施について、県から協力を求められることがあり、県に協力するために必要があると認める場合には、新型インフルエンザ等の自宅療養者等に関する情報等の提供を求めることができる。

【健康課】

3-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、各種広聴事業等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくりスクコミュニケーションを行うよう努める。

【秘書課・関係各課】

- ② 国からの要請を受けて、コールセンター等を継続するよう努める。

【健康課】

3 まん延防止

《目的》

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。また、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解・協力が得られるよう努める。

(1) 準備期

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、県の相談センター又は印旛保健所に連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うことなどの対応等について、平時から理解促進を図る。

【健康課】

(2) 初動期

2-1 県との連携

県と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）について確認を行う。

【健康課】

2-2 市内でのまん延防止対策の準備

国からの要請を受けて、市行動計画及び業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

【全課等】

(3) 対応期

3-1 まん延防止対策の内容

実施する対策の選択肢としては、以下のようなものがある。国や国立健康危機管理研究機構による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び市民等の免疫の獲得の状況等に応じて、県が実施するまん延防止対策の普及を図る。

【健康課・関係各課】

3-1-1 患者や濃厚接触者への対応

県が、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行った場合、市民等が速やかに実行に移すことができるよう、県と連携し周知等を行っていく。また、感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応についても、県と連携し速やかに周知等を行っていく。

【健康課・関係各課】

3-1-2 外出等に係る要請等

県から集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請があった場合には、市民等が速やかに行動できるよう周知する。

また、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請が県から行われた場合には、速やかに周知する。

【健康課・産業振興課・関係各課】

3-1-3 基本的な感染対策に係る要請等

換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、県から要請があった場合には、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組について周知する。

【健康課・人事課】

3-1-4 事業者や学校等に対する要請

県が、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行った場合には、市民等に周知を行う。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請があった場合には、その要請に速やかに従う。

【産業振興課・総務課・福祉部関係課・市民活動支援課・生涯学習課】

3-1-5 公共交通機関に対する要請

県から公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう要請があった場合には、市民等へ基本的な感染対策を周知していく。

また、夜間の滞留人口を減少させ、人と人との接触機会を減らすため、県か

ら公共交通機関等に対し、運行方法の変更等について要請があった場合には、市民等へ周知する。

【都市計画課】

4 ワクチン

《目的》

新型インフルエンザ等のワクチン接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつなげる。

特定接種及び住民接種ともに、実施決定後は速やかに希望者が接種を受けることができる体制を構築し、円滑な接種を実現するために、平時から市内医療機関及び事業者等とともに必要な準備を行う。

(1) 準備期

1-1 ワクチンの接種に必要な準備

以下の表 1 を参考に、予防接種に必要な資材及び必要と想定される項目（接種券等の発行・郵送及び電子的発行に係る受託事業者の把握、ワクチンの予約管理及び接種記録の管理をするためのシステム等）の確保方法等について確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

【健康課】

《表 1》予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計 ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋（S・M・L） ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 膿盆 ☐ 聴診器 ☐ ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	【文房具類】
	☐ ボールペン（赤・黒） ☐ 日付印 ☐ スタンプ台 ☐ はさみ
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ スクリーン ☐ 延長コード ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 ☐ 耐冷手袋等

1-2 ワクチンの供給体制

ワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

【健康課】

1-3 基準に該当する事業者の登録等（特定接種の場合）

1-3-1 登録事業者の登録に係る周知

特定接種について、国が事業者に対して登録作業に係る周知を行うに当たり、必要な協力をする。

【健康課・産業振興課】

1-3-2 登録事業者の登録

国が登録事業者の登録を行うに当たり、必要な協力をする。

【健康課・産業振興課】

1-4 接種体制の構築

1-4-1 接種体制

市内医療機関等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な準備及び訓練を行う。

【健康課】

1-4-2 特定接種

① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、国からの要請を受けた場合、速やかに接種が円滑に行えるよう、準備期から接種体制の構築を図る。

【人事課・健康課】

② 特定接種の対象となり得る地方公務員等については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

【総務課・人事課・健康課・議会事務局・印西地区消防組合】

1-4-3 住民接種

平時から以下①から③までのとおり迅速な予防接種等を実施するための準備を行う。

① 国等の協力を得ながら、希望する市民等が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、以

下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、市内医療機関等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、個別接種、集団的接種いずれの場合も、市内医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ておく。

【健康課】

- i 接種対象者数（表 2）
- ii 市職員等の人員体制の確保
- iii 接種に必要な医療従事者等及び資材等の確保
- iv 接種場所の確保及び運営方法の策定
- v 接種に関する住民への周知方法の策定

- ② 円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。

【健康課】

- ③ 速やかに接種できるよう、市内医療機関等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

【健康課】

≪表 2≫接種対象者の試算方法の考え方と当市における人数

項目		住民接種対象者試算方法	人数
総人口	【A】	総人口	人
基礎疾患のある者	【B】	総人口の 7%	人
妊婦	【C】	母子健康手帳届出数	人
幼児	【D】	1～6 歳未満の人口	人
乳児	【E】	1 歳未満の人口	人
乳児保護者	【F】	1 歳未満の人口×2 ※乳児の両親として対象人口の 2 倍に相当	人
小学生・中学生・高校生相当	【G】	6～18 歳未満の人口	人
高齢者	【H】	65 歳以上の人口	人
成人	【I】	総人口から上記の人数を除いた人数 ※I=A-(B～H の合計)	人

（令和 8 年〇月末時点）

1-5 情報提供・共有

1-5-1 市民等への対応

平時から予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発、疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた Q&A 等の提供など、双方向的な取組を進める。

【健康課】

1-5-2 市における対応

定期の予防接種の実施主体として、市内医療機関等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民等への情報提供等を行う。

【健康課】

1-5-3 市内の連携

予防接種施策の推進に当たり、市内医療機関及び関係各課との連携及び協力が重要であるため、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、教育委員会等との連携を進め、必要に応じて就学时健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を行う等、予防接種施策の推進に努める。

【健康課・教育支援課・関係各課】

1-6 DX の推進

- ① 予防接種関係のシステム（健康管理システム）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。

【行政経営推進課・健康課】

- ② 接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券を送付する等の配慮を行う。

【行政経営推進課・健康課】

- ③ 予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

【健康課】

(2) 初動期

2-1 接種体制の構築

接種場所や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

【健康課】

2-2 ワクチンの接種に必要な資材の確保

準備期において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

【健康課】

2-3 接種体制

2-3-1 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市内医療機関等の協力を得て、接種体制の構築を図る。

【健康課】

2-3-2 住民接種

- ① 目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに実施できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

【健康課】

- ② 接種の準備に当たっては、平時の予防接種業務担当課の体制で想定する業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。

【総務課・人事課・健康課・関係各課】

- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当課等を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

【総務課・人事課・健康課】

- ④ 接種には多くの医療機関・医療従事者の確保が必要となることから、市内医療機関等の協力を得て、接種体制の構築を図る。

【健康課】

- ⑤ 接種が円滑に行われるよう、市内医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。全市民が対象となる場合は、市の過去の経験により、市内医療機関等の協力の下、個別接種を中心とした接種体制を構築することを想定するが、個別接種において接種を希望する市民の接種枠を確保できない場合は、集団的な接種による方法等についても検討する。また、県においては、市の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも検討する。

【健康課】

- ⑥ 高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市内医療機関等と連携し、接種体制を構築する。

【健康課・社会福祉課・障害福祉課・高齢者福祉課】

- ⑦ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、必要な医療従事者数の算定を行う。

【健康課】

- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。

【健康課】

- ⑨ 接種会場による救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品が必要であることから、準備期において必要と判断し準備した資材を踏まえ、市内医療機関等と協議の上、準備を行う。

【健康課】

(3) 対応期

3-1 ワクチンや必要な資材の供給

厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行い、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行うとともに、必要に応じて資材の提供を行う。

なお、ワクチン供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

【健康課】

3-2 接種体制

初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

【健康課】

3-2-1 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合は、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

【総務課・人事課・健康課】

3-2-2 住民接種

3-2-2-1 住民接種の準備

国と連携して、接種体制の準備を行う。

【健康課】

3-2-2-2 住民接種体制の構築

- ① 国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

【健康課】

- ② 接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。

【健康課】

- ③ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

【健康課】

- ④ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種等を考慮に含めるものとする。

【健康課】

3-2-2-3 住民接種に関する情報提供・共有

- ① 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

【健康課】

- ② 接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。なお、スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。

【健康課】

- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

【健康課】

3-2-2-4 接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市内医療機関等と連携し、接種体制を確保する。

【健康課・高齢者福祉課・障害福祉課・関係各課】

3-2-2-5 接種記録の管理

地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

【健康課】

3-3 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市町村となる。

【健康課】

- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村とする。

【健康課】

- ③ 予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

【健康課】

3-4 情報提供・共有

- ① 市が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民等への周知・共有を行う。

【健康課】

- ② 地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。

【健康課】

- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

【健康課】

3-4-1 特定接種に係る対応

具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

【健康課・秘書課】

3-4-2 住民接種に係る対応

- ① 市は、実施主体として、市民等からの基本的な相談に応じる。

【健康課】

- ② 特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっていること、ワクチンの当初の供給が限られていること、ワクチンの有効性・安全性については逐次様々な知見が明らかになることなどを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意する。

【健康課・秘書課】

- i 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えるよう努める。
- ii ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えるよう努める。
- iii 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えるよう努める。

5 保健

《目的》

有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行うとともに、感染状況に応じた迅速な移行準備や県の協力依頼に基づく健康観察等の協力を行うことで、市民の生命及び健康を保護する。

(1) 準備期・初動期

1-1 訓練の実施

速やかに感染症有事体制に移行できるよう、全庁的な訓練を実施し、感染症危機への対応能力の向上を図る。

【健康課】

1-2 体制の整備

県が健康観察を実施する場合に、協力できるよう体制を整備する。

【健康課】

1-3 応援派遣要請に対する検討

県が行う、流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するための応援派遣等への協力について検討する。

【人事課・総務課・健康課】

(2) 対応期

2-1 主な対応業務の実施

2-1-1 健康観察及び生活支援

① 県が実施する健康観察に協力する。

【健康課】

② 県から当該自宅療養者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該自宅療養者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

【健康課】

2-2 応援派遣要請への対応

県からの応援派遣要請に対し、職員を派遣できるよう努める。

【人事課・総務課】

6 物資

《目的》

感染症対策物資等の備蓄をすることにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

(1) 準備期

1-1 感染症対策物資等の備蓄

- ① 市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

【危機管理課・健康課】

- ② 印西地区消防組合は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

【印西地区消防組合】

(2) 初動期

2-1 円滑な供給に向けた準備

関係機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、配布の必要性を確認し、配布に向けた準備を行う。

【危機管理課・健康課・関係各課】

(3) 対応期

3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

関係機関に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた上で、必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

【危機管理課・健康課・関係各課】

3-2 不足物資の供給

感染症対策物資等が不足する関係機関等に対し、必要な感染症対策物資等の配布を行う。

【健康課・危機管理課】

3-3 備蓄物資等の供給に関する相互協力

新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県等の要請に応じて、市が備蓄する物資及び資材を融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

【健康課・危機管理課】

7 市民生活及び市民経済の安定の確保

《目的》

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のために必要となる可能性が高い感染対策等の準備等を呼びかける。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、市民や事業者等がそれぞれの役割を果たすことにより、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(1) 準備期

1-1 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関や関係各課との連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

【健康課・関係各課】

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

【関係各課】

1-3 物資及び資材の備蓄

① 市行動計画に基づき、「6 物資(1) 準備期」1-1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

【危機管理課・健康課・関係各課】

② 事業者や市民等に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

【危機管理課・健康課】

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

- ① 国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

【福祉部】

- ② 各地域における官民連携の支援体制の確立や連絡網を整備する等の速やかな連絡体制の構築に努める。

【福祉部・関係各課】

1-5 火葬能力等の把握

県及び近隣市と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討し、火葬又は埋葬を円滑に行えるよう調整する。

【環境課・市民課】

（２）初動期

2-1 事業継続に向けた準備等の要請

必要に応じて、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を実施するように要請する。

【産業振興課】

2-2 生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼びかけ

市民等に対し、食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資又は市民経済上重要な物資（以下「生活関連物資等」という。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

【産業振興課】

2-3 遺体の火葬・安置

県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、県及び近隣市と連携しながら、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

【環境課・教育部・関係各課】

（３）対応期

3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 生活関連物資の安定供給に関する市民等への呼びかけ

市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な

行動を呼びかける。

【産業振興課】

3-1-2 心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

【関係各課】

3-1-3 生活支援を要する者への支援

国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要な応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

【社会福祉課・障害福祉課・高齢者福祉課】

3-1-4 教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要な応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

【教育支援課】

3-1-5 生活関連物資等の価格の安定等

① 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要な応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

【産業振興課】

② 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民等への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要な応じ、市民等からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

【産業振興課】

③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

【産業振興課・関係各課】

④ 新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占

め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

【産業振興課】

3-1-6 埋葬・火葬の特例等

- ① 県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。

【環境課】

- ② 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

【教育部・関係各課】

- ③ 県からの要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域火葬の応援・協力を行う。

【教育部・関係各課】

- ④ 県を通じた国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

【教育部・関係各課】

- ⑤ 遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。

【人事課・全課等】

- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

【教育部・関係各課】

- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

【市民課】

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

【産業振興課】

3-2-2 市民生活及び市民経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、県企業局と連携を図り、市行動計画又は業務継続計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

【上下水道課】